

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 31 日現在

機関番号：34416

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2009～2011

課題番号：21730099

研究課題名（和文）

私法のヨーロッパ化とフランス法の自律性

研究課題名（英文） Europeanisation of Private Law and Autonomy of French Law

研究代表者

馬場 圭太 (BABA KEITA)

関西大学・法学部・教授

研究者番号：20287931

研究成果の概要（和文）：消費者法および契約法に関するヨーロッパの最新動向について研究を進めることにより、欧州連合が推進している法調和政策の現状とそれが抱える問題点を把握し分析することができた。また、これらの動向がフランスの消費者法、契約法、そして現在検討されている法改正案にどのような形で影響を与えているかを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：By analyzing European legal acts related to consumer law and contract law, this study shows the *status quo* of the European harmonisation policy and the several problems included. It also manifests how their influences appear on French consumer law, contract law, and reforming scheme.

交付決定額

（金額単位：円）

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 2009年度 | 500,000 | 150,000 | 650,000 |
| 2010年度 | 700,000 | 210,000 | 910,000 |
| 2011年度 | 600,000 | 180,000 | 780,000 |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 総計 | 1,800,000 | 540,000 | 2,340,000 |

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学、民事法学

キーワード：消費者法、債権法改正、完全平準化、選択的ルール、EU法、フランス法

1. 研究開始当初の背景

法の国際化ないしヨーロッパ化により法源が多様化するにともない、ヨーロッパ諸国の私法制度の基礎が大きく揺さぶられ、各国法の自律性を前提としたパラダイムは根本

的な転換を迫られている。

近年、ヨーロッパ各国の私法は、欧州連合が推進する法調和政策、とりわけ派生法（規則、指令など）の影響を強く受けている。このことは、単に新たな法源が一つ付け加わっ

たことを意味するにとどまるものではない。そこでは、従前の観念や枠組みを超えた新しい着想が含まれている。

ヨーロッパ・レベルのこのような動きに対する各国の姿勢は、多かれ少なかれ異なっている。例えば、ドイツにおいては、一般に私法の統一への関心が高く、学術的成果が蓄積されている。わが国においても紹介、検討がなされている。

これに対し、フランスは、ヨーロッパ私法の統一への関心が相対的に低いとされ、必然的に、わが国におけるフランス法研究も必ずしも十分とは言えない状況にある。しかし、このことは、ヨーロッパの影響がフランスでは弱いことを意味するわけでは全くない。若干の例を示そう。

第1に、ヨーロッパ契約法の統一について、2001年ヨーロッパ委員会報告に対する激しい反発として現れた一連の議論は記憶に新しい。第2に、1999年消費用品売買指令の国内法化に際して、フランスでも、消費法典の改正にとどめるべきか民法典の改正まで行うべきかについて興味深い議論が展開された。第3に、統一契約法へ向けた取り組みであるヨーロッパ契約法原則(Principles of European Contract Law, PECL)や共通参照枠(Common Frame of Reference, CFR)が近時注目を集めており、とりわけCFR構築作業に貢献する動きが見られる。第4に、以上のような実質法の統一だけでなく、国際私法のヨーロッパ化も進んでいる。最後に、判例による私法のヨーロッパへの接近現象が見られる。

2. 研究の目的

以上のような個々の動向や現象を正確にフォローしつつ、それらの相互連関、それらの背後にある政策や思想を探求することで、私法全体の調和ないし統一のあり方を考察することを本研究の目的として設定した。

3. 研究の方法

契約法の調和ないし統一、ヨーロッパ消費者法、国際私法の統一の3点に軸を定めて研究を行うこととした。その具体的内容は、下記の通りである。

(1) 契約法の調和・統一

共通参照枠準備草案(DCFR)および選択的ルール(optional instrument)に関する動向ならびにフランス国内法における議論について検討する。

(2) ヨーロッパ消費者法

個別のEU立法(とりわけ、不正取引方法指令、消費者権利指令、共通売買法規則案など)に関する分析を行う。

(3) 国際私法の統一

とりわけ契約債務の準拠法に関する規則(ローマI規則)が法調和について果たす役割について検討する。

上記(1)から(3)のいずれについても、関連する資料を収集・分析するだけでなく、欧州連合および各国の立案担当者や関連団体、大学関係者等へのインタビューを行った。

4. 研究成果

本研究期間内に行った研究およびその成果は、およそ以下の5つのグループに分類することができる。

(1) 不正取引方法指令に関する研究

2005年に採択された不正取引方法指令は、ヨーロッパにおける広告規制法の平準化を担ってきた諸指令を継承するものであるが、「公正性」概念を用いた一般的・包括的規制を目指している点および完全平準化アプローチ(指令の保護レベルを下回ることも上回ることもできない。従来採用されてきた下限平準化に対する)を採用している点でEU消費者法の転換点と位置づけることができる。

同指令の国内法化期限は、2007年6月12日に設定されていたが、フランスでは、若干遅れて、2008年1月3日の法律(シャテル法)および2008年8月4日の法律(経済現代化法)により段階的に国内法化された。消費法典の改正により、実体規定については完全平準化がほぼ実現されたとみることができる。

他方、実効性確保措置については、厳格な完全平準化の対象とはされず、消費法典における規定(例えば、担当行政機関の権限)は最少限の変更にとどまった。また、フランスでは、広告規制に関して業界団体による自主規制が相当程度機能しているとされるが、団体へのインタビューによると自主規制活動への今回改正の影響はほとんどないとのことであった。

【関連業績】雑誌論文③、学会発表①、図書③。その他、近畿弁護士連合会、早稲田大学、名古屋大学の各研究会において、フランス消費者法の最新動向に関する研究報告を行った。

(2) 不招請勧誘に関する研究

フランスでは、伝統的に、消費者または顧客からの招請の有無に着目した勧誘規制は行われず、個々の取引類型ごとに規制が加えられてきた。その中で、事業者情報提供を義務づけ、一定の攻撃的取引を禁止し、あるいは消費者に撤回権を与えることにより不招請取引方法に対処してきた。近時は、EU指

令に由来する規制がフランス消費者法のなかで国内法化されており、その存在感を増しつつある。

フランスにおける規制の特徴を示す一例として、2002年の電子通信分野における個人データ保護指令（2002/58/EC）および2002年の通信金融サービス指令（2002/65/EC）を取り上げよう。

フランスでは、前者を国内法化するにあたり郵便電子通信法典を改正し、後者を国内法化するにあたり、消費法典および通貨金融法典を改正した。加えて、電子メールの送信については民法典のなかにも規定が存在する。その結果、通信取引における不招請勧誘の規制は、複数の法典にまたがり、かつ、規定相互の適用関係が非常に複雑になっている（特別法の階層化）。

この帰結は、一般消費者にとって不都合この上ないようにもみえるが、フランスの立法者による一定の工夫（条文の再録など）により一定程度緩和されていると評価することもできる。この工夫は、法典編纂の技術として参照に値するものであろう。

【関連業績】雑誌論文②

(3) ヨーロッパ契約法/消費者法典の可能性に関する研究

2011年11月に京都で行われたストップフェル＝マンク教授（パリ第一大学）による講演「消費者法の法典化」の質疑通訳を担当した。また、ジュディット・ロシュフェルド教授（パリ第一大学）による講演「ヨーロッパ契約法の構築とフランスにおける改正案への影響」（震災により中止）の原稿を翻訳する機会を得た。

前者は、フランス消費法典の紹介にとどまらず、民法と消費者法の関係に関する同教授の考え方を示唆するものであり、後者は、ヨーロッパ消費者法を推進するグループに属していた著者が、ヨーロッパ消費者/契約法とフランス消費者/契約法の相互影響に関する知見を我々に示すものである。両講演からは大きな示唆を受けたが、それ以上に両教授と面識を得るできたことが以後の研究の進展に重要な意味をもつこととなった。

【関連業績】雑誌論文①、その他①

(4) 国際物品売買条約（CISG）に関する研究

2009年8月1日にわが国において発効した「国際物品売買条約に関する国際連合条約」の解説書を分担執筆した。国際物品売買条約は、ユニドロワ原則やヨーロッパ契約法原則と並ぶ統一契約法モデルの一つとみなされている。

【関連業績】図書④

(5) フランス判例の現代的展開に関する研究

フランスでは、伝統的に、代金の未決定は原則として契約の無効を導くとの考え方をとってきた。しかし、曲折を経て、破毀院は、1995年の判決によりこの原則を根本的に転換するに至る。この判決は、ヨーロッパ法の影響が見いだされる判例変更の一例としてしばしば挙げられるものである。

【関連業績】図書①、②

研究対象として3つめの柱に掲げた国際私法に関する研究は、期間中に十分な成果をあげることができなかった。2011年11月に欧州連合が公表した共通売買法提案が採用する「選択的ルール optional instrument」との関係で、ローマⅠ規則6条の適用除外が問題となっている。欧州委員会が今後積極的に採用すると推測される「選択的ルール」の成否も含め、ヨーロッパ法の展開をさらに注視する必要がある。この点は、今後の課題としたい。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計3件）

①馬場圭太「学者の目『消費者法典』の可能性」消費者法ニュース 86号（2011年）268頁、査読無

②馬場圭太「フランスにおける不招請勧誘」現代消費者法9号（2010年）33-37頁、査読無

③馬場圭太「フランスにおける広告規制法の新たな展開—2005年不公正取引方法指令の国内法化にともなう消費法典の改正」甲南法学50巻3・4号（2009年）476-475頁、査読無

〔学会発表〕（計1件）

①馬場圭太「フランスにおける広告規制」日仏法学会（2010年2月20日・東京都文京区・東京大学）

〔図書〕（計5件）

①馬場圭太「代金未決定の契約の有効性—破毀院大法廷1995年12月1日判決」松川正毅ほか編『判例にみるフランス民法の軌跡』（法律文化社・2012年）147-154頁

②馬場圭太「物の価値に関する買主の情報提供義務—破毀院第3民事部2007年1月17日判決」松川正毅ほか編『判例にみるフランス民法の軌跡』（法律文化社・2012年）131-136頁

③馬場圭太「第5章 フランスにおける広告規制」中田邦博=鹿野菜穂子編『ヨーロッパ消費者法・広告規制法の動向と日本法』（日本評論社・2011年）278-296頁

④馬場圭太「第4章 契約の成立」潮見佳男=中田邦博=松岡久和編『概説 国際物品売買条約』（法律文化社・2010年）51-71頁

⑤馬場圭太「民法110条の法定代理への適用（大審院昭和17年5月20日民事連合部判決）〔128事件〕」『判例プラクティス民法I 総則・物権』（信山社・2010年）135頁

〔その他〕

①馬場圭太（翻訳）「ジュディット・ロシュフェルド『ヨーロッパ契約法の構築とフランスにおける改正案への影響』」民商法雑誌145巻6号（2012年）1-25頁

ホームページ等

<https://sites.google.com/site/ktbaba/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

馬場 圭太 (BABA KEITA)

関西大学・法学部・教授

研究者番号：20287931

(2) 研究分担者

該当者なし

(3) 連携研究者

該当者なし